



TMI 名古屋オフィス 特別セミナーのご案内

「『脱・終身雇用』に向けた具体的制度設計 ～終身雇用の代替制度を中心とした実務解説～」

- 日 時: 2022年11月17日(木) 15:30～17:00 (受付開始15:00)
- 会 場: TMI総合法律事務所 名古屋オフィス セミナールーム
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ3階
(地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」10番出口直結)
- 講 師: TMI総合法律事務所 東京オフィス
那須 勇太 弁護士(パートナー)
山口 貴臣 弁護士(アソシエイト)
- 司 会: TMI総合法律事務所 名古屋オフィス
尾形 和哉 弁護士(パートナー)
- 参加費: 無料
-

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が始まってからリモートワークの拡大など多様な働き方がより進むようになりました。そのような中、働き方改革の影響もあり、昨今、フリーランスやパートタイム労働等の様々な働き方が行われている一方で、ますます流動性が高まる経済情勢や企業内部における負担の増大といった事情も踏まえ、企業においては、従業員を定年まで雇い続ける、いわゆる「終身雇用」制からの脱却を目指した動きがあります。もっとも、「終身雇用」という制度が独立して存在するものではなく、他の関連する具体的人事制度と結びつき合いながら実際の雇用慣行を醸成しているのが実情であり、企業においてこのような「脱・終身雇用」を行うにあたっては、そのための具体的な制度設計について、十分に検討していかなければなりません。

そこで、この度、TMI 名古屋オフィスでは、労務分野の実務対応を数多く行っている東京オフィスの弁護士が、日ごろ懇意にいただいている名古屋オフィスのクライアント様を対象に、「脱・終身雇用」に向けた具体的制度設計についてお話するセミナーをご用意しました。

本セミナーでは、そもそも終身雇用を前提とする仕組み、あるいは終身雇用と関連性が強い各制度についてお話した上で、採用方法や各種制度を始めとして終身雇用を前提としない代替制度の具体的な内容や、これを実施する際の法的留意点とともに、人員削減の一環である早期退職優遇制度等を進めるにあたっての実務上の留意点を含め、多角的に解説する等して、皆様に役立つ情報をご提供いたします。

ご多忙中とは存じますが、ぜひともご参加賜りたく、ご案内申し上げます。

謹白

【講師等紹介】

<講師>

那須 勇太 弁護士

TMI総合法律事務所 東京オフィス パートナー

2011年1月 TMI総合法律事務所東京オフィス勤務
2021年1月 パートナー就任



山口 貴臣 弁護士

TMI総合法律事務所 東京オフィス アソシエイト

2015年1月 TMI総合法律事務所東京オフィス勤務



<司会>

尾形 和哉 弁護士

TMI 総合法律事務所 名古屋オフィス パートナー

2004年10月 TMI総合法律事務所東京オフィス勤務
2012年 4月 TMI総合法律事務所名古屋オフィス勤務
2014年 1月 パートナー就任



【お申込方法】

以下の本セミナー専用申込ページより、申込をお願いいたします。

申込期間 : 2022年11月1日(火)10:00~同年11月11日(金)17:00

本セミナー専用申込ページ: <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/12403>

- ※ 1社2名様まで、先着30名様の受付とさせていただきます。定員になり次第お申込受付を終了いたしますので、何卒ご了承ください。
- ※ 会場内での録音・録画はご遠慮ください。
- ※ 恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含む)の参加はご遠慮ください。
- ※ ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、ご参加をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ※ 新型コロナウイルスの感染症の拡大状況により、やむを得ず開催方式の変更、中止等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ※ 対面開催にあたり、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、参加者の皆様には以下のご協力をお願い申し上げます。
 - ① ご参加の際は、手指の消毒、常時マスクの着用をお願いいたします。
 - ② 体調がすぐれない方(発熱、咳、くしゃみなど風邪の症状がある方を含みます)、新型コロナウイルス感染に係る濃厚接触者に該当される方及び周囲で新型コロナウイルス感染者が確認された方は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所 名古屋オフィス

担当: 鈴木・狩野・水野・山田

電話: 052-219-2626(代表) / E-mail: seminar_nagoya@tmi.gr.jp